

# 立入検査について

## 【目的と検査対象】

### ・ 知事認可水道事業者

水道法第39条第1項の規定に基づき、水道（水道事業等の用に供するものに限る。）の布設若しくは管理又は水道事業又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的に実施。

### ・ 専用水道（町村に限る。） ※ 市域については、立入検査権限は市となります。

水道法第39条第2項の規定に基づき、水道（水道事業等の用に供するものを除く。）の布設又は管理の適正を確保することを目的に実施。

### ・ 簡易専用水道（町村に限る。） ※ 市域については、立入検査権限は市となります。

水道法第39条第3項の規定に基づき、簡易専用水道の管理の適正を確保することを目的に実施。

## 【確認項目】

・ 需要者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

< 具体的には・・・ >

- ① 資格等に関する事 (水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等)
- ② 認可等に関する事 (認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等)
- ③ 水道施設管理に関する事 (施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等)
- ④ 衛生管理に関する事 (健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等)
- ⑤ 水質検査に関する事 (水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等)
- ⑥ 水質管理に関する事 (水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等)
- ⑦ 危機管理対策に関する事 (自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等)
- ⑧ 情報提供等に関する事 (情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等)
- ⑨ 資源・環境に関する事 (水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等)
- ⑩ その他

# 立入検査の実施状況について

## 近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数（※設置者数）			計	指摘件数（延べ）	
	上水道	簡易水道	専用水道※		水道事業	専用水道
H29	19	55	19	93	—	—
H30	22	44	19	85	—	—
R1	21	44	19	84	—	—
R2	21	32	14	67	18	11

## 令和2年度指摘件数の内訳

令和2年度 指摘内訳	水道事業	専用水道
①資格等に関する事	0	1
②認可等に関する事	2	0
③水道施設管理に関する事	0	0
④衛生管理に関する事	2	5
⑤水質検査に関する事	6	3
⑥水質管理に関する事	4	1
⑦危機管理対策に関する事	0	1
⑧情報提供等に関する事	3	0
⑨資源・環境に関する事	0	0
⑩その他	1	0

## 令和2年度 主な指摘事例

### ②認可等に関する事

浄水方法や取水位置を変更したにもかかわらず、認可等手続きが行われていなかった。

### ④衛生管理に関する事

(1)業務従事者等の健康診断記録を1年間保存していなかった。  
 (2)業務従事者等の健康診断を法定回数実施していなかった。  
 (3)水道施設出入口の施錠や周囲のフェンスが破損したままになっていた。

(4)給水栓における水の遊離残留塩素濃度の保持確認が浄水施設近傍にて行われていた。

(5)施設が老朽化しているため、施設の維持・修繕・更新等を計画的に行うこと。

### ⑤水質検査に関する事

(1)法律に基づき作成が義務付けられている「水質検査計画」が日程表のみの内容となっていた。

(2)毎日測定項目について、測定記録が保存されていなかった。  
 (3)毎日測定項目のうち、消毒の残留効果に関する検査が行われていなかった。

### ⑥水質管理に関する事

耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）について、汚染レベル3又は4であるにもかかわらず、検査が適切に行われていなかった。

### ⑧情報提供等に関する事

水質検査計画、水質検査結果等について、水道の需要者に対する情報提供が適切に行われていなかった。